

正確な操作と、すばやい連携で!!

6月3日に役場駐車場にて、長生郡市消防団第8支団主催による第28回消防操法大会が開催されました。
なお、大会の結果は3頁をご覧ください。



主な内容

- 町議会議員選挙・参議院議員通常選挙の執行について … 2 P
- 長生郡市合併協議会からのお知らせ …… 4 P
- 固定資産税における
バリアフリー改修促進税制を創設しました …… 4 P
- 水稲一斉航空防除のお知らせ …… 5 P
- あなたの所得税・住民税が変わります …… 6～7 P
- 町設置型浄化槽整備及び管理事業について …… 8～9 P

ながら

広報

人口と世帯数 (平成19年6月1日現在)

人口	8,350人 (+ 2)
男	4,164人 (+ 5)
女	4,186人 (- 3)
世帯数	2,825世帯(+ 9)
	() 内は前月比



No.297 平成19年6月19日発行

発行・編集／長柄町役場総務課 ☎0475-35-2111 〒297-0298 千葉県長生郡長柄町桜谷712番地
長柄町ホームページ <http://www.town.nagara.chiba.jp/>

7/22日

長柄町議会議員一般選挙 参議院議員通常選挙

の投票日です。

町議会議員選挙

任期満了（7月31日）に伴う町議会議員一般選挙が7月22日に予定されています。

この選挙は、私たち町民にとって最も身近な選挙です。棄権せず必ず投票しましょう。

- ◆投票時間 午前7時から午後8時まで
- ◆投票場所
 - 第1投票所 長柄中学校 体育館
 - 第2投票所 六地藏青年館
 - 第3投票所 長柄町公民館 講堂
 - 第4投票所 水上小学校 体育館

◆投票できる人

この選挙で投票のできる方は、昭和62年7月23日以前に生まれ、平成19年4月16日以前から引き続き本町に住所を有し、かつ本町の選挙人名簿に登録されている方です。

（注）『住所を有する』とは、平成19年4月16日以前に本町へ転入届を提出したことが要件となります。

- ◆投票日当日に仕事やレジャーで投票に行けない方は、期日前投票または不在者投票ができます。

◎期日前投票・不在者投票

7月18日(水)～7月21日(土)の土日を含む毎日

◎期日前投票・不在者投票時間

午前8時30分から午後8時まで

◎期日前投票・不在者投票場所

役場 1階町民ギャラリー

※ その他、指定病院や他の市区町村選挙管理委員会でも不在者投票ができます。

また、重度の身体障害のある方などで、一定の条件に該当する方は郵便による投票制度もあります。該当する方は、お早めにお問合せ下さい。

参議院議員通常選挙

- ◆投票時間 午前7時から午後8時まで

◆投票方法

千葉県選挙区選挙は、候補者の氏名を書いて投票してください。

比例代表選挙は、候補者名または政党名を書いて投票してください。

- ◆投票日当日に仕事やレジャーで投票に行けない方は、期日前投票または不在者投票ができます。

◎期日前投票・不在者投票

7月6日(金)～7月21日(土)の土日を含む毎日

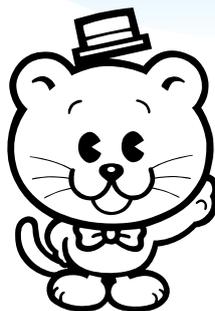
◎期日前投票・不在者投票時間

午前8時30分から午後8時まで

◎期日前投票・不在者投票場所

役場 1階町民ギャラリー

「この一票
明るい未来を
築く意思」



大切な一票です。
棄権せず、必ず
投票しましょう。

町イチジク生産組合が 優良農業研究会表彰を受賞

去る6月4日、千葉県農業研究会総会が開催され、本町のイチジク生産組合（平成12年設立）が優良農業研究会表彰を受賞されました。

同組合は、地域におけるイチジク産地の確立に向けて、栽培技術の研鑽により高品質果実の生産を実現しました。

また、地産地消やグリーンツーリズムを推進するなど地域の活性化にも貢献しており、活動が近隣市町村のモデルとなっています。



町イチジク生産組合長の
風戸栄雄氏

長生郡消防団 第8支団

第28回

消防操法大会



団体の部で町長より優秀賞を受け取る第1分団第1部の宮澤部長



優秀賞 第1分団第1部



最優秀賞 第2分団第2部



個人の部の受賞者(左から最優秀指揮者、1番員、2番員、3番員、4番員)

去る6月3日、消防団員が日ごろ訓練を続けている消防ポンプ車操法の成果を競う、長生郡市広域市町村圏組合消防団第8支団（池座支団長、団員140名）の消防操法大会が役場駐車場で行われ、第8支団の所属部（全8個部）が出場し、第2分団第2部が最優秀賞、第1分団第1部が優秀賞を獲りました。

また、本大会で上位に入賞した第2分団第2部及び第1分団第1部は7月1日（日）に開催される長生支部大会に出場することが決定しております。

なお、本大会での団体、個人の部の成績は下記のとおりです。

団体の部

最優秀賞 (1位)	第2分団第2部 (管轄区域 道脇寺～皿木)
優秀賞 (2位)	第1分団第1部 (管轄区域 力丸～大加場)
優良賞 (3位)	第4分団第1部 (管轄区域 刑部・田代・金谷)
4位	第3分団第2部
5位	第4分団第2部
6位	第3分団第1部
7位	第1分団第2部
8位	第2分団第1部

個人の部 (敬称略)

最優秀指揮者	宮澤 秀宗 (第1分団第1部)
最優秀1番員	露崎 勝 (第2分団第2部)
最優秀2番員	古山 大悟 (第1分団第1部)
最優秀3番員	長澤 禎夫 (第2分団第2部)
最優秀4番員	大野 和則 (第4分団第1部)

長生郡市合併協議会

合併協議に関する協議内容は合併協議会だよりをご覧ください。
長生郡市合併協議会だよりは、新聞折込みで原則月2回発行されています。
役場窓口にも用意してあります。



今後の会議開催日程

第5回 6月25日(月) 午後1時30分

第6回 7月10日(火) 午後1時30分

第7回 7月25日(水) 午後1時30分

会場は茂原市役所市民室です。
合併協議会は傍聴することができますが、会場の都合で人数が限られます。
定員を超えた場合は、申し訳ございませんが、抽選となりますので予めご了承ください。
傍聴を希望される方は午後1時15分までに会場にお越しください。

問い合わせ先 役場企画財政課 TEL: 35-2110 FAX: 35-4732
E-mail: kikaku@town.nagara.chiba.jp
長生郡市合併協議会事務局 TEL: 23-1331 FAX: 23-1357
E-mail: chousei-gappei@river.ocn.ne.jp

前年中所得の申告はお済みですか？

まだの方は早急に！

国民健康保険の課税や高額療養費の自己負担限度額の決定、国民年金の免除申請等の際には被保険者の方の前年中所得の情報が必要となります。

申告しない(未申告)ままにしておきますと思わぬ不利益になることもありますので所得の申告は1月1日時点の住所地において適切に行ってくださいようお願い致します。

国民健康保険税・国民年金保険料納付に御協力よろしくお願いします。

前年中所得の申告なし

国民健康保険

- ◎高額療養費の自己負担限度額が上位所得者と同様にみなされる
- ◎国保世帯の所得が少なかった場合に受けられる国民健康保険税の軽減措置が受けられない

不利益

国民年金

- ◎保険料の免除申請をしても所得情報がないため審査されずに却下される

19年度保険料(19年7月~20年6月分)の免除申請は7月から受付します。

問い合わせ先 ◎所得の申告、国民健康保険税については 税務課 ☎35-2112
◎国民健康保険・国民年金制度については 住民課 ☎35-2113
退職、就職等した際の国民健康保険・国民年金加入又は喪失手続きをお忘れなく。

固定資産税におけるバリアフリー改修促進税制の創設

固定資産税の減額措置

平成19年4月1日~平成22年3月31日までの間に、一定の者が居住の用に供する一定の家屋について一定のバリアフリー改修工事を行った場合、工事完了後3ヶ月以内に、工事内容等を確認することが出来る書類を添付して市町村へ申告がなされた場合には、当該家屋に係る固定資産税額(100㎡相当分までに限る)を改修工事が完了した年の翌年度分に限り3分の1減額します。

●主な要件

《居住者の要件》

- 次のいずれかに該当する者が該当家屋に居住していること
- ①65歳以上の者
 - ②要介護認定又は要支援認定を受けている者
 - ③障害者

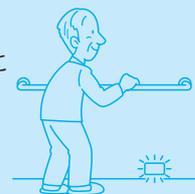
《家屋の要件》

平成19年1月1日以前から存している家屋(賃貸住宅は除く)であること

《バリアフリー改修工事の内容及びその他の要件》

次に該当する工事で、その工事費用(補助金等をもって充てる部分を除く)の合計額が30万円以上であること。

- ①廊下の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室改良
- ④便所改良
- ⑤手すりの設置
- ⑥屋内の段差の解消
- ⑦引き戸への取替え工事
- ⑧床表面の滑り止め化



平成19年度明るい選挙啓発ポスター作品を募集します(一般の部)

趣 旨

私たちの生活と政治は密接に結びついており、明日の生活を良くするためにも民主政治の健全な発展が不可欠です。そして、そのためには、明るい選挙が行わなければなりません。そこで、明るい選挙の推進に役立つ独創的で印象深いイメージのポスターを募集します。

応募規定

- (1)内 容 明るい選挙の推進を表すもの
- (2)応募資格 自由(ただし、1人1点自作のもの)
- (3)募集期間 9月7日(金)まで
- (4)締切日と提出先 9月7日(金)までに応募者の住んでいる市町村の選挙管理委員会に提出してください。
- (5)画 材 描画材料は自由(紙や布など、絵の具材料だけに限りません)
- (6)大きさの基準 45cm×30cmのものから55cm×40cmのものまで

(7)応募上のご注意

- ①作品のうら右下に、住所、氏名(ふりがな)、年齢を必ず記入してください。
- ②応募作品は、原則として返却しません。
- ③入賞作品の著作権は主催者に属し、作品は展覧会の実施や選挙啓発ポスターへの使用等、有効利用させていただきます。その際には、作成者の市町村名及び氏名を公表させていただきます。

審 査

市町村選挙管理委員会、県選挙管理委員会および明るい選挙推進協議会で審査を行い、優秀作品を選出します。

賞

入賞者に賞状及び副賞を贈呈。

発 表

11月初旬の予定

主 催 千葉県選挙管理委員会
千葉県明るい選挙推進協議会

水稲一斉 航空防除の お知らせ

今年も良質米を生産するため省力的、経済的防除手段としていもち病、カメムシ類を対象にヘリコプターによる水稲航空防除を下記により実施いたします。

使用農薬は、安全使用基準に基づき安全対策の周知徹底を図り実施いたしますので皆様方には、

この趣旨をご理解いただきたくと共にご協力を節にお願ひ致します。

実施予定日 7月24日(火)

使用農薬名 ビームエイトゾル・トレボンエア-

※天候不良等で実施できないときは順延とします。

問い合わせ先 産業課 ☎35-4447

不法投棄監視員の活動について

町では、産業廃棄物や一般ゴミ等の不法投棄が多発している中で、不法投棄をゼロにするため、不法投棄監視員により、不法投棄の防止と町内美化の保全に努めております。

また、ゴミは各自で適正に処分するように努めましょう!

なお、不審な車輜や不審者を発見した際は警察署へ連絡して下さい。



不審車輜及び不審者発見の際、
連絡先

茂原警察署 ☎22-0110

長柄駐在所 ☎35-3106

日吉駐在所 ☎35-3100

ごみ集積所はきれいにしましょう

最近、収集日以外にゴミを出す人が増えてきています。ゴミ集積所の管理は、地域の自治会や地区会で維持管理しています。

一部集積所においては、適正な処理がされていないゴミが見受けられますので、ゴミを出す際には、各家庭に配布されている「ゴミと資源の分け方・出し方(ゴミカレンダー)」をよく見て正しく分別し、収集日の8時30分までに出しましょう。

※5月27日に実施しました「ゴミゼロ運動」にご協力をいただき、ありがとうございました。

ごみの分別、収集に係る問い合わせ先
生活環境課 ☎35-2439
長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生課 ☎23-4944

野外での焼却は禁止されています

廃棄物の野外焼却は原則禁止されています。家庭のゴミは分別し、指定された集積所に出してください。また、事業所等から出るゴミ等は、直接、広域市町村圏組合環境衛生センターへ自己搬入してください。

なお、次のような焼却は認められています。

1. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって**軽微なもの**。(落ち葉たき、たき火、キャンプファイヤー等)
2. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却。(稲わら、草の焼却、伐採した枝の焼却)
3. 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却。(どんと焼き、しめ縄等を焼却する等)
4. 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却。(道路・河川管理者による、管理を行うために伐採した草木等)
5. 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却。(災害時における木屑等の焼却)

※ドラム缶等により焼却する行為は認めておりません。

また、廃棄物の焼却によって**周辺住民から煙害による苦情が生じる場合は、軽微な焼却として認めておりません。**



問い合わせ先
生活環境課 ☎35-2439
東上総県民センター
地域環境保全課 ☎26-6731

平成19年から あなたの所得税・住民税が変わります。

●平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

「何が変わるの？」

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲（ぜいげんいじょう）」。

税源移譲では、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで、およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

「どう変わるの？」

所得税 **平成19年1月分から適用** → 4段階の税率を、**6段階に細分化**
（所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計）

住民税 **平成19年6月分から適用** → 3段階の税率から、**一律10%に**
（県民税4%・町民税6%）

ほとんどの方は、1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることとなります。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

モデルケース 税源移譲による負担変動（年額）

独身者の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	124,000円	64,500円	188,500円		62,000円	126,500円	188,500円		0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円		160,500円	260,500円	421,000円		0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円		376,500円	404,500円	781,000円		0円

夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0円	9,000円	9,000円		0円	9,000円	9,000円		0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円		59,500円	135,500円	195,000円		0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円		165,500円	293,500円	459,000円		0円

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。（詳しくは左のページをご覧ください）

◎税源移譲以外の主な変更点

●定率減税が廃止されます。

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。(所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から)

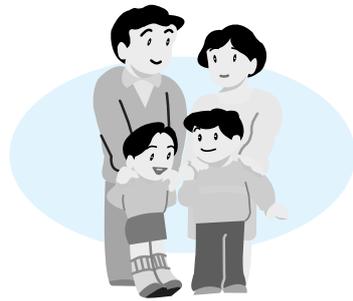
平成18年

所得税：平成18年1月分から
税額の10%相当額を減額（12.5万円を限度）
住民税：平成18年6月分から
税額の7.5%相当額を減額（2万円を限度）

平成19年以降

所得税：
平成19年1月分から廃止
住民税：
平成19年6月分から廃止

モデルケース 夫婦+子供2人・給与収入700万円（年額）



平成18年

住民税 196,000円
・定率減税 △14,700円
所得税 263,000円
・定率減税 △26,300円
合計 418,000円

平成19年

住民税 293,500円
所得税 165,500円
合計 459,000円

※子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

●住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが経過措置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成17年度

合計所得金額
125万円以下の方
非課税

平成18年度以降

課税

経過措置として
平成18年度は税額の3分の2を減額
平成19年度は税額の3分の1を減額
平成20年度以降は、全額負担

※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。

モデルケース 70歳独身・年金収入200万円（年額）

平成17年度

住民税 **非課税**
所得税 34,800円
・定率減税 △6,960円
合計 27,840円
(税額 27,800円)

平成18年度

住民税 19,900円
・定率減税 △1,500円
・(住民税-定率減税)× $\frac{2}{3}$ △12,267円
所得税 34,800円
・定率減税 △3,480円
合計 37,453円
(税額 37,400円)

平成19年度

住民税 37,300円
・住民税× $\frac{1}{3}$ △12,434円
所得税 17,400円
合計 42,266円
(税額 42,200円)

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

※各モデルケースの住民税（年額）は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。

問い合わせ先 税務課 ☎35-2112

《長柄町設置型浄化槽整備及び管理事業についてお知らせします。》

「4月2日から受付を開始しておりますが、申請には限りがありますので早めに申請手続きをしてください。また、この事業は年度内に完了するものが対象となります。」

****くみ取り式から浄化槽への転換補助金が新設されました****

○事業の内容

- この事業は、町が事業主体となり合併処理浄化槽を設置し、使用料金を納めることにより維持管理を行う事業であり、農業集落排水事業対象区域（一部を除く）・町営住宅・ふる里村を除く全地域を対象とします。
- また、個人が設置した合併処理浄化槽（要件を満たすもの）を町へ寄付申請した場合においても、町が設置した合併処理浄化槽と同様に維持管理します。

○費用負担の内容

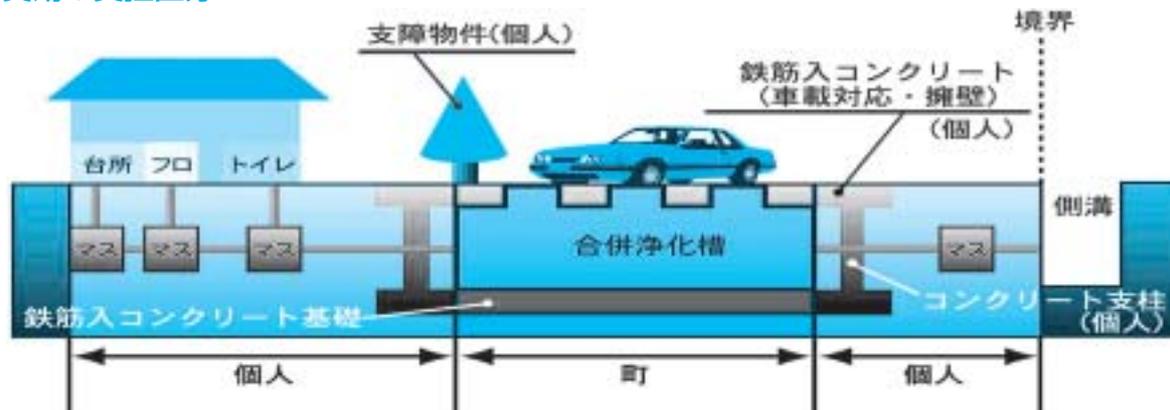
〈個人の費用負担〉

- 分担金 5人槽：100,000円 7人槽：120,000円 10人槽：150,000円
- 流入出管工事、特殊工事（浄化槽の補強工事：車載対応・擁壁、工事施工における簡易土留め、敷設管の勾配で生ずるポンプ設置等）
- 電気・水道料及び使用料
- 浄化槽使用開始後における、ブロワ（送風機）の交換

〈町の費用負担〉

- 計画・設計書作成、浄化槽本体（高度処理型浄化槽BOD10mg/ℓ・T-N10mg/ℓ）
- 本体設置工事（標準工事）及び、維持管理

○工事費用の負担区分



○浄化槽の維持管理（法定検査・保守点検・汚泥の汲み取り・本体）

- 浄化槽の機能を最大限に発揮するため、年4回の保守点検業務、浄化槽検査センターの法定検査、汚泥の汲み取り、消耗品の交換や修繕を町が責任を持って行います。
- ただし、使用者が自己の責任において浄化槽を破損させた場合及び、ブロワの交換は使用者の負担となります。

○使用料金の算定例

使用料金を2ヶ月に一度徴収します。

1ヶ月の料金算定は基本料金1,050円と人数割1人当たり525円の合計金額になります。

例) 一般住宅（専用住宅）の場合	基本料金	1,050円
（4人家族の1ヶ月分）	人数割（525円×4人）	2,100円
	1ヶ月の使用料金	3,150円

* 上記の金額はすべて消費税込みの金額です。

◎使用料金の徴収は使用開始の翌月から、使用停止、休止、廃止した月までとなります。

現在、合併処理浄化槽をご利用されている方へ！

- 個人が設置した合併処理浄化槽で維持管理（法定検査・保守点検・汚泥の汲み取り）を行っているものを町に寄付し、使用料金を納めることにより維持管理を町が行うこととなります。
- 寄付該当要件は、合併処理浄化槽が適正に管理され、正常に機能していることで、その機能判断をするため次の書類が必要となります。浄化槽法の規定による構造基準に適合する浄化槽で（BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ以下の機能を有するもの）

①既設浄化槽寄付申請書

②浄化槽法第7条検査結果通知書又は第11条検査結果通知書

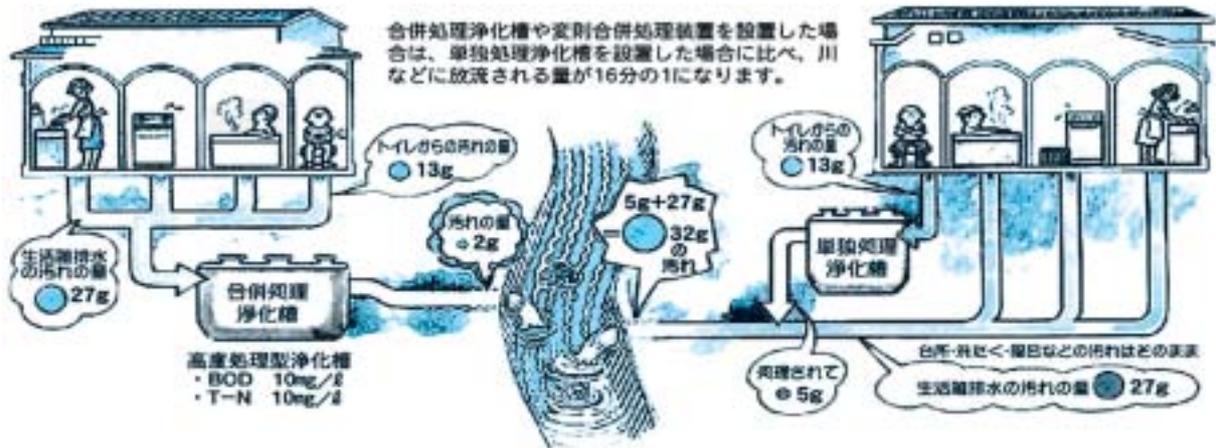
（浄化槽法に基づく法定検査で、7条検査は浄化槽使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に受ける水質検査で、11条検査はその後、毎年1回受ける定期検査であり、指定検査機関である千葉県浄化槽検査センターが行います。）

③合併処理浄化槽保守点検記録票

保守点検業者が発行する保守点検の内容が記載された書類（浄化槽保守点検業者による年3回以上の保守点検が義務付けられている。）

*浄化槽の汚泥については、汲み取ることを条件に受理する。ただし検査により町長が不要と認めるものはこのかぎりでない。

合併処理浄化槽を設置すると生活排水がこんなに綺麗になります！



☆ 事業に伴う各種補助制度 ☆

〈補助金：長柄町設置型浄化槽整備に伴う排水処理装置補助金〉 千葉県浄化槽取扱指導要綱に準ずる。

事業種目	補助率	限度額	
蒸発拡散装置	当該経費の2分の1以内	5人槽	250,000円
		6～7人槽	350,000円
		8～10人槽	500,000円
排水溝への放流ポンプ装置 浄化槽本体と別の槽を設け30万円を超えるもの	当該経費の2分の1以内	200,000円	

〈補助金：転換補助〉 千葉県生活排水対策浄化槽推進事業補助金交付要綱に準ずるもの。

単独浄化槽からの転換	180,000円	ただし、当該事業費を超える場合とする。
くみ取り式からの転換	100,000円	

現在、単独処理浄化槽をご利用されている方へ！

- 平成13年4月1日より浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除され、下水道処理予定地域を除き、浄化槽の新設時には、合併処理浄化槽の設置が義務づけられました。
- さらに、既設の単独処理浄化槽についても、全て合併処理浄化槽への転換の努力義務が明文化されましたので、早めに転換することをお勧めします。

法務局からのお知らせ

千葉地方法務局 茂原支局 において **6月25日(月)** から、「土地及び建物」の登記事務をコンピュータにより取り扱うこととなりました。

コンピュータによる事務処理は、次のとおりです

1. 従来の登記簿謄本・抄本に代わり、**登記事項証明書**を発行します
2. 従来の登記簿の閲覧制度は廃止となります
(閉鎖登記簿を除く)
閲覧の代わりに**登記事項要約書**を発行します

①手数料は1通1,000円です。

ただし、1通の枚数が10枚を超えるものについては、1,000円にその超える枚数5枚までごとに200円を加算した額となります。

②用紙の大きさが、日本工業規格B列5番から**A列4番**になります。

③登記官印が**電子公印**(印影が黒く印刷されます。)になります。

④用紙については、**専用紙**を使用します。

専用紙を用いた証明書については、「法」の文字のせん孔処理を原則として廃止します。

①手数料は1登記記録500円です。

ただし、1登記記録に関する記載部分の枚数が5枚を超えるものについては、500円にその超える枚数5枚までごとに100円を加算した額となります。

②用紙の大きさが、日本工業規格B列5番から**A列4番**になります。

③用紙については、**普通紙**を使用します。

なお、地積測量図、建物図面、及び公図については、従来どおり閲覧及び写しの交付請求をすることができます。また、共同担保目録などコンピュータによる事務処理の取扱いをしないものもあります。

問い合わせ先 千葉地方法務局茂原支局 茂原市高師台1丁目5番地3 ☎24-2188

お 知 ら せ

◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

ホームページ「建退共」に、退職金の試算・パンフレット請求等、建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧下さい!!

アドレス

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

問い合わせ先

建退共千葉支部 ☎043-246-7379

労働者福祉資金融資制度 をご利用ください

県では、中央労働金庫と提携し、中小企業で働いている方及び離職した方に生活資金の融資を行っています。

●中小企業にお勤めの方(療養費、住宅補修費、教育費、冠婚葬祭資金など)

融資限度額 100万円

金利 年2.2% (他に保証料率0.8%)

返済期間 5年以内

●中小企業にお勤めの育児・介護休業中の方(賃金の減少により生活上必要とする資金)

場 所 県立長生特別支援学校
(一宮町東浪見6767-7)

内 容 本校の概要説明
施設設備や授業の様子の参観
※教育相談も受け付けています。

問い合わせ先 ☎42-2470

知っていますか? 建退共制度

この制度は、建築現場で働く方々のために、「中小企業退職金救済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主: 建設業を営む方
対象となる労働者: 建設業の現場で働く人

掛金: 日額310円

特 長

◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。

◎経営事項審査で加点評価の対象となります。

◎掛金の一部を国が助成します

無料法律相談を開催します

主催 (共催)

千葉地方裁判所・千葉家庭裁判所
千葉地方検察庁・千葉地方法務局
千葉県弁護士会

日本司法支援センター千葉地方事務所

相談内容 法律問題全般 (現在裁判所において係争中の事件は不可)

相談担当者

千葉県弁護士会所属弁護士

実施日 6月28日(木)

場 所 千葉県教育会館本館303号室
(千葉市中央区中央4-13-10)

受付時間等

- 午前の部 (午前10時~) の相談
40人程度 受付 午前9時30分~
- 午後の部 (午後1時~) の相談
30人程度 受付 午後0時30分~

相談時間 1人20分程度

問い合わせ先

千葉地方裁判所事務局総務課

☎043-222-0165 内線3424

県立長生特別支援学校 前期学校公開

日 時 6月28日(木)

午前9時30分から午後2時まで自由に参加できます。

お知らせ

「動物愛護センター・親子体験教室」のお知らせ

日時 7月25日
8月1・8・15・22・29日
午前10時から11時30分まで

場所 千葉県動物愛護センター
富里市御料709-1

内容 ・犬との安全な接し方
・ペットからうつる病気
・動物愛護センターの施設見学
・その他

対象 小学4年生から6年生までのお子さんと保護者の方
(送迎していただければ、小学生のみでも参加できます。)
※毎回5組で締め切りとさせていただきます。

費用 無料

受付 7月2日(月)から各開催日前日まで

その他 当日は犬にさわられる服装でおいください。

申込・問い合わせ先
千葉県動物愛護センター
☎0476-93-5711

県社会福祉協議会、県保険指導課、各県健康福祉センター

申込受付期間

7月2日(月)～31日(火) 消印有効。
簡易書留による郵送のみの受付になります。

問い合わせ先

千葉県社会福祉協議会
介護支援専門員養成班
〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3
☎043-204-1610 FAX 043-241-5121

労災職業病なんでも相談会を開催します

日時 6月30日(土) 午後1時～4時

会場 千葉中央コミュニティーセンター
6F 61講習室
(☎043-245-5111)

対応者 弁護士・社会保険労務士・ソーシャルワーカー他

費用 無料

その他 予約不要・当日受付

問い合わせ先

千葉中央法律事務所
☎043-225-4567

融資限度額 50万円(休業期間3ヶ月以下)または100万円(休業期間3ヶ月超)

金利 年1.9%(他に保証料率0.8%)
返済期間 5年以内

●離職した方(現に求職活動を行っている方で、離職後18ヶ月以内の方など)

融資限度額 30万円または20万円(併用可)

金利 年1.5%(他に保証料率0.8%)
返済期間 3年以内

問い合わせ先

県庁雇用労働課 ☎043-223-2741
中央労働金庫 ☎0120-86-6956
茂原支店 ☎23-6611

平成19年度千葉県介護支援専門員実務研修受講試験の実施について

試験日 10月28日(日) 午前10時～12時
受験資格

医療・保健・福祉分野の有資格者で一定期間以上の実務経験のある方

申込書配布期間

7月2日(月)～7月30日(月)

申込書配布場所

町保健福祉課、町社会福祉協議会、

創業・第二創業をお考えの方は「こくきん創業支援センター千葉」にご相談ください

「こくきん創業支援センター千葉」では、毎月第1・3水曜日に「創業・第二創業相談会」を開催しています。これから創業される方、創業後間もない方、経営の多角化・事業転換などの第二創業をお考えの方を対象とした相談会です。

なお当日は、日中ご来店が難しい方のために、午後7時まで開催しております。お気軽にご相談ください。

特別貸付

ご融資の種類	ご利用いただける方	ご融資額	ご返済期間	利率(%)
新規開業資金	新たに事業を始める方や事業開始後おおむね5年以内の方	7,200万円以内	運転資金 5年以内 設備資金 15年以内	2.5～
女性、若者/シニア起業家資金	女性または30歳未満か55歳以上の方で、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね5年以内の方	7,200万円以内	運転資金 5年以内 設備資金 15年以内	運転資金2.5～ 設備資金1.9～(土地除く)

※利率は、平成19年5月9日現在。資金用途や返済期間により利率は異なります。

※利率は、固定金利です。

○新たに事業を始める方や事業開始後税務申告を2期終えていない方

担保・保証人の要件を緩和した融資制度

— 平成19年4月に制度を拡充しました —

【新創業融資制度】(無担保・無保証人)

	運転資金	設備資金
ご融資額	1,000万円以内	
ご返済期間	5年以内	7年以内

※ご利用にあたっては、雇用の創出や勤務経験等、一定の要件に該当することが必要です。
※事業開始前、または事業開始で、税務申告を終えていない方は、創業資金の3分の1以上の自己資金を確認できる必要があります。

※通常適用される利率に、1.2%(年利)が上乗せされます。

相談・問い合わせ先 国民生活金融公庫千葉支店 こくきん創業支援センター千葉
☎043-224-4754 ホームページ <http://www.kokukin.go.jp/>

平成19年度
(第14回)

かむ子・のびる子
元気な子

料理コンクール

テーマ ～健康かみかみ弁当～

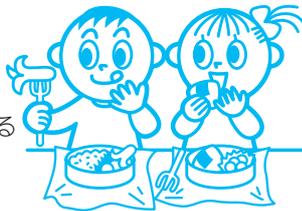
日時 10月7日(日)
会場 千葉県口腔保健センター
応募締切 8月24日(金) 当日消印有効

応募資格

- 千葉県内に在住・在勤・在学されている方
- コンクール当日10月7日(日)に参加可能な方

応募作品

- 子ども向きのお弁当
- 家庭や集団で利用できる
- よくかんで味わえるメニュー
- 1人分で500円前後の食材とする
- 千葉県の農水産物を利用する
- 手軽に作れる弁当メニュー



応募方法

所定の応募用紙に、2食分のお弁当の献立を記入のうえ、自分で作ったお弁当1個分の写真を添え、返信用封筒(80円切手を貼り、宛先を記入)を同封し、右応募先まで郵送してください。

主催 (社)千葉県歯科衛生士会

後援 千葉県・(社)千葉県歯科医師会 (社)千葉県栄養士会 (社)千葉県調理師会 (財)千葉県学校給食会

応募の詳細

- お弁当箱の形は問いません。
- 1人何点でも応募は可能ですが、未発表のものに限ります。
- 著作権は主催者に帰属します。
- 応募された作品については、広報用としても活用します。
- 応募用紙は、(社)千葉県歯科衛生士会事務局に FAX (043-241-9903) で申し込むか、ホームページ (<http://www.chiba-dha.net>) からプリントアウトしてください。

表彰

応募作品を書類審査のうえ、10点選考し、コンクール当日(10月7日)実際に調理したお弁当を2個(審査用・展示用)を、ご持参いただき各賞を決定します。

- ◎千葉県知事賞 1点
- ◎千葉県歯科医師会会長賞 2点
- ◎千葉県学校給食会理事長賞 1点
- ◎千葉県歯科衛生士会会長賞 6点

応募先

〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港32-17
千葉県口腔保健センター内 (社)千葉県歯科衛生士会
問い合わせはFAXで 043-241-9903

6月は『食育月間』です。今年度の『食育推進』の標語が決定しました!

『語りあおう その日のでき事 食卓で』
『好き嫌い しない子 強い子 元気な子』
『いただきます ごちそうさまは 愛言葉』

標語のテーマは『食卓の団らん、楽しい食事』と『食生活、栄養バランス』と『食を大切に作る気持ち』です。私たちの心と体を育むのに大切な事なので、忙しい毎日であっても、週1日は家族そろって楽しい食卓を囲めるよう心掛けましょう

「ちばの食育ホームページ」はこちらです。 <http://www.pref.chiba.lg.jp/syokuiku/>

利用できる金融機関

- ・長生農協
- ・千葉銀行
- ・千葉興業銀行
- ・京葉銀行
- ・みずほ銀行
- ・りそな銀行
- ・東京スター銀行
- ・房総信用組合
- ・市原市農協
- ・郵便局

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び介護保険料の納付は、口座振替が便利です。

この制度を利用すると、左記の金融機関または郵便局の預貯金口座から振替によって納税することができますので、手数が少なく済み、大変便利です。

新たに口座振替を希望される場合は、預貯金先金融機関または役場税務課に「口座振替依頼書」を提出してください。

「口座振替依頼書」は、役場税務課、長生農協の町内各支所、町内の郵便局に備え付けてあります。

納税義務者ごとに申し込みが必要になりますのでご注意ください。

納税

には

安心便利な



を

今月の納税のお知らせ

●個人町民税 第1期

納付期限は、7月2日(月)です。納め忘れのないようご注意ください。

※口座振替申し込みの方は、納付期限の前日までに口座の残高確認をお願いいたします。

地域安全ニュース

窃盗犯捜査にご協力を!!

平成18年中の県内における窃盗犯事件認知件数は89,000件でした。これは、平成17年に比べて15,401件(14.8%)の減少となりましたが、空き巣などの侵入盗はいまだ多く発生しています。

〈空き巣に遭わないために〉

○留守にする時は必ず施錠(ワンドア・ツーロック)し、隣・近所に『ひと声』掛け、お互いに目を光らせましょう。

○開錠されにくい鍵との交換や、内鍵(サムターン)への囲い、窓ガラス用防犯フィルムや侵入警報装置などを設置しましょう。

〈窃盗犯捜査にご協力を!〉

警察では、犯人検挙に全力を挙げています。皆様のご協力をよろしくお願ひします。

○小さな情報でもまとまれば一つの形が見えてきます。「ちょっとおかしいな」「見慣れない車が止まっているな」と思ったら、特徴、ナンバーをメモするなどして迷わず警察に通報してください。

○現場には、犯人に結びつく目に見えない証拠がたくさん残されています。万が一被害に遭ってしまったり、警察官が到着するまで『そのまま』お待ちください。



自動車盗難の被害に遭わないために

あなたの周りで愛車を盗まれた方はいませんか?

平成18年中、千葉県内では、全国ワースト2位4,287台の自動車盗難被害に遭いました。これは1日につき約12台が盗まれている計算になります。*当署91台

盗難車は海外に売却されたり犯罪に使用されているかも知れません。それでは、被害に遭わないためには、どんなことに気を付ければ良いのでしょうか?

○短時間でも必ず施錠する

誰にでもできる基本的な防犯対策です。コンビニなどで短時間の買い物をするときでも、キーを抜いてドアロックをしてください。施錠をしなかったために被害にあった例は決して少なくないのです。

○防犯上、安全な場所に駐車する

路上や空き地に駐車するのはやめ、月極などの駐車場に駐車しましょう。駐車場を選ぶときには周囲からの見通しが良いか、夜間の明るさが確保されているかなどを確認しましょう。

○車に防犯機器を取り付ける

イモビライザー、ハンドルロック、警報装置などを取り付けることも検討してみてください。「自分の車は狙われるような車じゃないし...」と考えるのはやめましょう。

万が一、被害に遭ってしまったら、速やかな110番通報をお願いします。

ながら俳句

五月の句会より

角田 揚子

ダンス終え口さわやかに

夏みかん

都忘れ皆咲き初めて静かなり

花菖蒲小雨に濡れて陽を恋えり

デザートはパイナップル一切れ

膳に乗せ

一房にしかめつ面の夏蜜柑

渡辺みのる

あとつきか田植機にのる野球帽

乗り越して降り立つ駅の

尻濡らす子等多く居て潮干狩

合歡の花

夏みかん朝日に映えて庭の端

庭の草とつてもとつても

絶え間なし

紫陽花の一際映えて池のほとり

朝顔の日毎見事に咲きにけり

山崎 清風

夏みかん枝影たわなに華やける

桔梗植え土をもぐらの

盛り上げて

野の起伏五月の風が素通りす

下校告ぐ童謡流れ日脚伸ぶ

清田 如水

ここだけの話を聞いている端居

子が眠り父ひとりにて食う

夏みかん

皺しわの手を見るいとまなき

啄木忌

園きぬに布を着せし電話や炎暑の夜

大野 史恵

夏蜜柑今年もたわわ枝葉し

さざ波の流るる植田風やさし

老木の葉桜映る水の面

風はらみ屋根をも越すや吹流し

平川あざみ

燦々えんと亡き子の植えし夏蜜柑

おたまじゃくしぞろぞろ生まれ

申告を終えし夕辺の春時雨

散ることも花の心ぞいさぎよし

四温かな

燦々えんと亡き子の植えし夏蜜柑

おたまじゃくしぞろぞろ生まれ

申告を終えし夕辺の春時雨

散ることも花の心ぞいさぎよし

四温かな



役場 ・ その他 公共施設 電話案内	総務課	35-2111	議事事務局	35-2438
	企画財政課	35-2110	福祉センター(社会福祉協議会)	30-7200
	税務課	35-2112	シルバー人材センター	
	住民課	35-2113	給食センター	35-2003
	建設課	35-2114	都市農村交流センター	35-0055
	生活環境課	35-2439	公民館・生涯学習課	35-3242
	産業課・農業委員会	35-4447	長生広域消防本部	24-0119
	(介護・福祉)	35-2414	味庄分遣所	35-2441
	保健福祉課(保健)	35-2486	長生広域水道部	23-9491
	教育委員会(学校教育課)	35-2437	環境衛生センター(ゴミ処理場)	23-4944

各種相談日程

【町】

心配ごと相談	7/2(月)、7/20(金)	午前10時～午後3時	福祉センター	☎ 35-0260
人権相談	7/10(火)、7/20(金)	午前10時～午後3時	福祉センター	☎ 35-0260
	●いじめ ●不要相続等の家庭問題 ●いやがらせ等の悩みごとに関する相談です。			
行政相談	7/10(火)	午前10時～午後3時	福祉センター	☎ 35-0260
※心配ごと相談・人権相談・行政相談については、相談日に限り電話でのご相談も受付しています。				
健康栄養相談	6/28(木)	午後1時30分～午後2時	保健福祉課	☎ 35-2486
子どもの虐待などの相談	児童福祉法が改正されて相談先が広がりました。 児童相談所や福祉事務所に加え、身近な市町村の窓口が子どもに関するあらゆる相談や虐待の疑いなどの連絡もお受けいたします。		保健福祉課	☎ 35-2414

【長生健康福祉センター：茂原市茂原1102-1 長生合同庁舎内】※該当日が祝祭日の場合は実施しません。

女性のための健康相談	奇数月第2火曜日、偶数月第3水曜日(予約制)	午後1時～午後3時	地域保健福祉課	☎ 22-5914
不妊相談	第2木曜日(予約制)	午後1時～午後3時	地域保健福祉課	☎ 22-5914
未熟児健康相談	奇数月第1木曜日(予約制)	午後1時～午後2時	地域保健福祉課	☎ 22-5167
こころの健康相談	第2・3月曜日(予約制)	午後2時～午後3時30分	地域保健福祉課	☎ 22-5167
	第1火曜日(予約制)	午後3時～午後4時		
こどもの発達相談	第4火曜日(予約制)	午後1時～午後4時	地域保健福祉課	☎ 22-5167
DV相談	毎週火曜日(予約制)	午前9時～午後5時	地域保健福祉課	☎ 22-5565
	●配偶者やパートナーから受ける暴力に関する相談です。			
骨髄バンク登録受付	第1・3火曜日(予約制)	午後1時	健康生活支援課	☎ 22-5167
エイズ検査・相談	第1・3火曜日	午後1時～午後2時	健康生活支援課	☎ 22-5167
	偶数月第3火曜日	午後5時30分～午後7時		
肝炎ウイルス検査	第1・3火曜日	午後1時～午後2時	健康生活支援課	☎ 22-5167
腸内細菌検査(検便)	第1～4火曜日	午前9時～午前11時	広域検査課	☎ 22-5167
水質検査	指定した水曜日(予約制)	午前9時～午前11時	広域検査課	☎ 22-5167

【その他】

弁護士による無料法律相談	予約日：7/13(金) 相談日7/20(金) ※予約日の当日、午前9時から電話でのみ予約の受付をします。	東上総県民センター(長生合同庁舎内) 県政情報課	☎ 25-7830
移動暴力相談	6/27(水) 午前10時～午後4時	東金市東新宿1-1-11 東上総県民センター 山武事務所	☎ 0475-54-0222

町福祉センター
☎(30)7200(直)

2020
テレフォン千葉
育児・介護などの情報を無料で提供します。
育児情報：保育所、家庭保育、ベビーシッター、学童保育等
介護情報：高齢者向け福祉サービス、民間ホームヘルパー、老人病院、老人ホーム、介護用品等
家事代行情報：家政婦紹介等
受付時間
月～金曜日(祝日を除く)
9時30分～16時30分
問合せ先
2020テレフォン千葉
(21世紀職業財団千葉事務所)
☎0466(直)2020

お年寄りの
介護に関する相談
相談方法・お電話や来所、お手紙、どのような方法でもかまいません。家を空けられない方は、職員が訪問し相談をお受けします。
●専属の職員による相談日時
月～金曜日(祝日を除く)
8時30分～17時30分
●場所 長柄町立鳥597-2
(長柄ケアセンターに併設)
☎(35)5588
長柄町在宅介護支援センター
看護師 富樫公子
相談員 岡島秀樹

日曜・休日当番表

日曜・休日当番医について

日曜・休日当番医は、変更となる場合がありますのでご了承ください。
また、診療時間は午前9時(診療開始)から午後5時(診療終了)までです。
※変更する場合があります。
茂原市長生郡医師会 ☎(24)3285

月/日	茂原地区		月/日	茂原地区	
	内科系	外科系		内科系	外科系
7/1	ポプラクリニック (23)3111	高田整形外科医院 (22)0111	7/16	茂原中央病院 (24)1191	武田メディカルクリニック (20)1910
7/8	鈴木医院 (22)2630	本納整形外科・内科 (34)5091	7/22	大木医院 (23)2546	穴倉病院 (24)2171
7/15	鶴澤医院 (34)2008	山之内病院 (25)1131	7/29	三枝医院 (25)2203	菅原病院 (25)1171

長生都市夜間急病診療所案内
診療時間：午後8時から午後11時
診療科目：内科・小児科 ☎24-1010 テレフォン案内 ☎24-1011